観音寺市
権利擁護センター

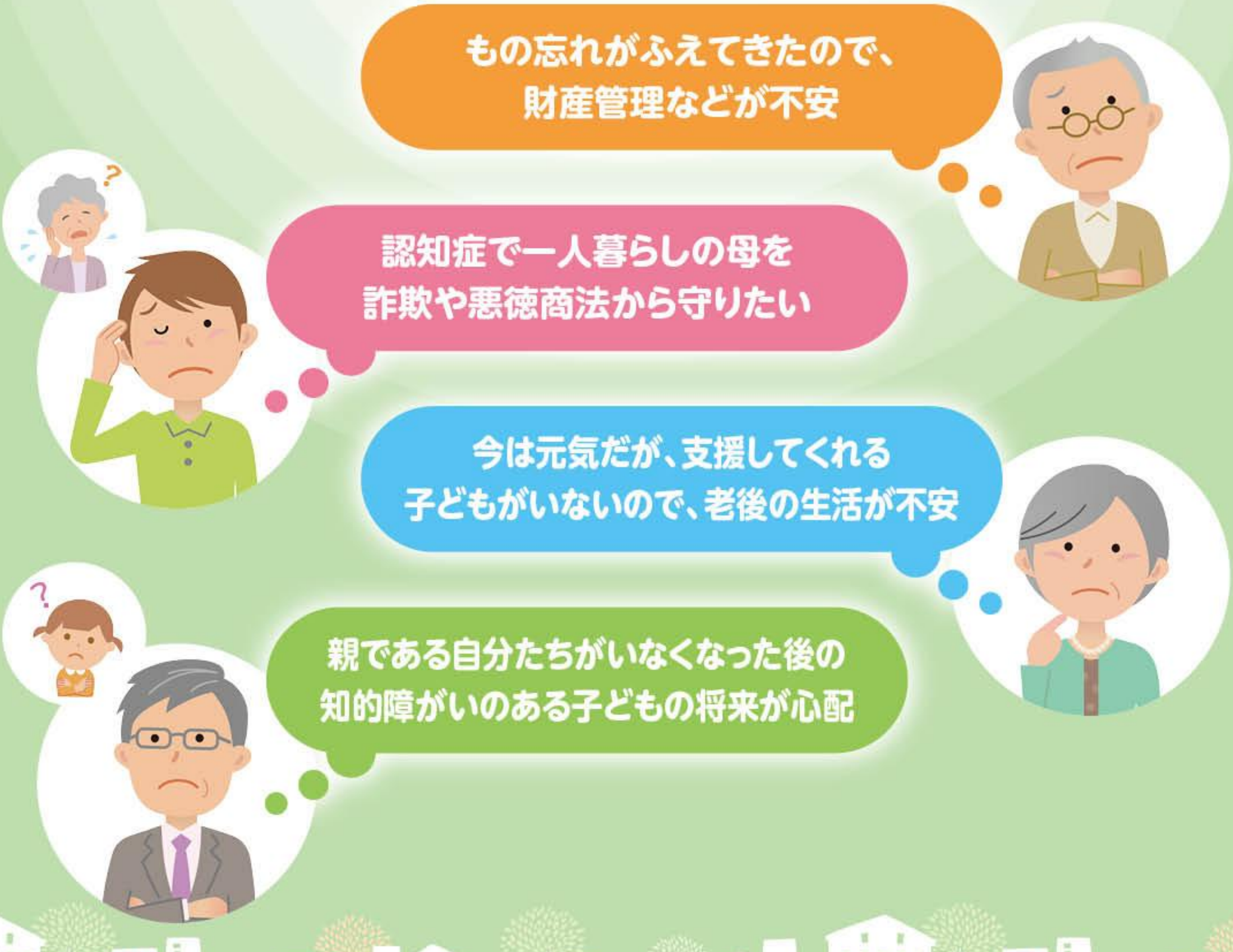

高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の相談に応じるなど、さまざまなお手伝いをします。

社会福祉法人　**観音寺市社会福祉協議会**

● 観音寺市からの委託を受けて実施しています。

ご相談の内容に合わせて各制度をご紹介します

判断能力の状況	判断能力あり	不　十　分

● 財産管理　金銭管理、不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結など

● 身上保護　施設入所契約、医療契約、介護契約など

●もの忘れがふえてきたので金銭管理が不安になってきた。
●福祉サービスの選択や施設入所の契約の仕方がわからない。
●認知症があり施設に入所した父の不動産を売却して入所費用にあてたい。
●認知症がある一人暮らしの母を詐欺や悪徳商法から守りたい。

本人を保

同

成年後
行った
取消(無

補助

成年後見人等が選任され、本人を法的に支援します。

● 福祉サービスの利用など、日常生活の心配ごと・困りごとの相談

● 日常的なお金の出し入れ、生活費の管理

● 預金通帳や書類などの預かり

●福祉サービスを使いたいが、利用の仕方がわからない。
●生活費を計画的に使えない。
●公共料金の支払いを忘れてしまう。
●通帳をなくしてしまう。

本人との契約による利用

● 将来、自分の判断能力が低下したときに備えたい

●一人暮らしの老後を安心して過ごしたい。
●将来、高齢者施設などへ入所するための契約や入所費用の支払いなどを手伝ってもらいたい。
●自分たち（親）がいなくなった後の知的障がいがある子どもの将来が心配。

任意後見契約締結

不　十　分	日常の買物は問題なく自分でできるが、不動産や自動車の売買、金銭の貸し借りなど重要な財産行為については自分でできるかどうか不安があり、援助を受けた方が本人の利益になると思われる人。
著しく不十分	日常の買物程度は自分でできるが、不動産や自動車の売買、金銭の貸し借りなど重要な財産行為は自分だけではできないという人。
判断能力に欠ける	日常の買物程度でも買うという意味を理解できない。日常的な事柄(家族の名前や自分の住所)がわからない。意思疎通ができない。植物状態になっている。　など

著しく不十分	判断能力に欠ける	利用できる制度

護するために、成年後見人等に与えられる法的な権限

意権・取消権

見人等の同意なしに本人の法律行為を、効)にする権限

(3ページを参照)

代理権

本人に代わって(代理行為をして)法律行為を行う権限

(3ページを参照)

保佐 → 後見 →

成年後見制度(法定後見)

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人(成年後見人等)を選任して、法的な権限を与えます。

本人の判断能力の程度に応じた援助ができるようにする制度です。

3ページを参照▶

- ●生活支援員が定期的に訪問します。
- ●福祉サービスの利用相談、手続きのお手伝いをします。
- ●生活費をお届けします。
- ●通帳などを預かります。

成年後見人等との契約による利用 →

日常生活自立支援事業

生活支援員が定期的に訪問し、日常生活の心配ごとや困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きや、生活費の管理などのお手伝いをします。

7ページを参照▶

- ●任意後見監督人が選任されることにより、任意後見が開始されます。
- ●自分で施設入所の契約ができないときは、任意後見人が代わりに契約します。

任意後見開始 →

成年後見制度(任意後見)

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など、身上に関する事務を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

9ページを参照▶

成年後見制度（法定後見）

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等という。）を選任し、法的な権限を与えて※1、本人の判断能力の程度に応じた援助ができるようにする制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度（9ページ参照）」があります。

家庭裁判所が、類型に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、本人を保護します。成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。また、地域ぐるみで支える体制づくりとして、養成研修を受けた一般市民である市民後見人が選任されることもあります。

なお、本人の状況に応じて複数の成年後見人等が選任されたり、成年後見人等を監督する後見監督人・保佐監督人・補助監督人が選任されたりする場合もあります。

※1 成年後見人等に与えられる法的な権限

同意権・取消権　本人が契約などの法律行為を行うにあたり、成年後見人等の同意が必要となります。同意がないまま、本人が契約などの法律行為を行い不利益を被る場合には、成年後見人等がその行為を取り消すことができます。

代理権　本人に代わって契約などの法律行為ができる制度です。本人の生活に必要な契約などを行い、援助します。

類型		補助	保佐	成年後見
対象者（援助を受ける人）		被補助人	被保佐人	成年被後見人
		判断能力が不十分な人。（例：重要な財産管理などを一人ですることが不安な人）	判断能力が著しく不十分な人。（例：日常の買物は一人でできるが、重要な財産管理などはできない人）	常に判断能力を欠く状態にある人。（例：日常の買物も一人ではできない人）
援助者		補助人	保佐人	成年後見人
援助の内容（援助者に付与される権限）	同意権 取消権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた特定の法律行為（民法13条1項の一部） ★日常生活に関する行為※2を除く ★本人の同意が必要	民法13条1項で定められた行為※3 ★日常生活に関する行為を除く	日常生活に関する行為以外の行為
	代理権	申立ての範囲で家庭裁判所が定める特定の法律行為 ★本人の同意が必要		財産に関するすべての法律行為

※2 日常生活に関する行為とは、日用品の購入（食料品や衣類などの買い物）、電気代、ガス代、水道料金の支払い、それらの経費の支払いに必要な範囲の預貯金の引き出しなどです。

※3 民法13条1項に定められた行為は、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などです。

成年後見人等の義務について

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、また本人の心身の状態及び生活の状況にも配慮して援助するために、種々の義務が課せられています。

法定後見で行うこと

生活に関する援助 身上保護

身上保護とは、福祉サービスの契約や施設入所契約など、本人の身上の世話や療養看護に関することです。

- 不動産など、本人の住所確保に関する契約や費用の支払い
- 退院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席
- 福祉サービスや施設に入所する時の契約、入所後の異議申立てなど
- 年金や社会保険の手続き

注意：以下については含まれません。

- 毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護
- アパートの賃貸契約の保証人
- 入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- 病気やけがの治療や手術・臓器提供についての同意
- 本人の本質的意思が必要な権利(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等)

金銭等に関する援助 財産管理

財産管理とは、本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い
- 遺産相続、各種行政上の手続き

利用のメリット・注意点

メリット	注意点
●判断能力が低下した人の財産と権利を法的に守ることができます。 ●本人が詐欺などにあったときに、その契約を取り消すことができます。 ●家庭裁判所などの関係機関が関わってくれます。	●申立費用や成年後見人等への報酬がかかります。 ●候補者が必ず後見人等に選任されるわけではありません。 ●本人のためにのみ財産を利用することになります。 ●任意後見契約を締結している場合は、任意後見が優先されます。

報酬について

成年後見人等の報酬は、成年後見人等の申立てにより、本人の財産や支援の内容に応じて、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定し、本人の財産の中から支払われます。

経済的な理由で利用が困難な場合

成年後見人等に支払う報酬が支払えないなど経済的な理由で成年後見制度が受けられないといったことがないように、**費用の全部または一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」**を行っています。くわしくは、観音寺市役所担当窓口にお問い合わせください。

高齢介護課 地域包括支援センター 0875-25-7791 ／ 社会福祉課 障がい者福祉係 0875-23-3963

利用するには

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立ては、本人や配偶者、四親等内の親族(四親等内の血族、三親等内の姻族)が行うことができます。

本人に判断能力が無く、四親等内の親族がいない、もしくは関わりを拒否している場合で一定の条件を満たせば、市長の申立てができます。

家庭裁判所は、提出された申立書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等を選任します。

四親等内の親族図

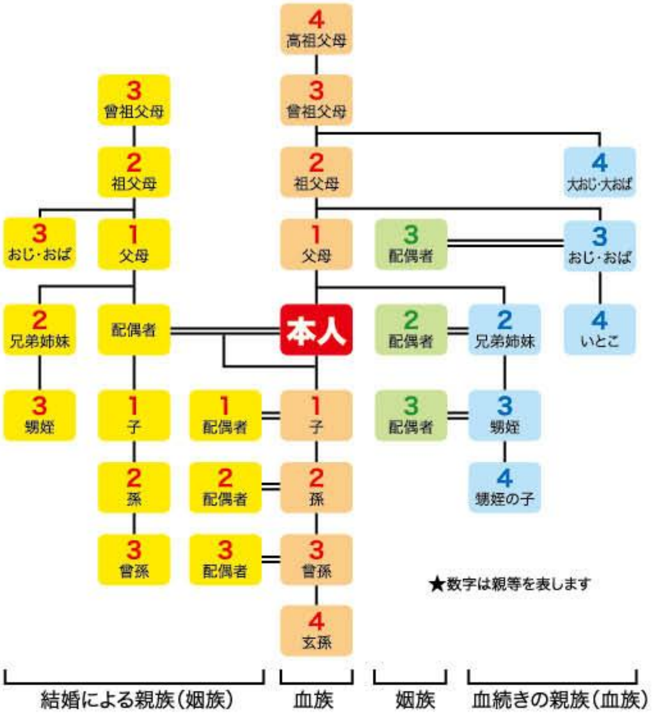

申立てに必要な書類と金額

(令和3年度現在)

	名　称
1	収入印紙(申立費用) 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分
	収入印紙2,600円(登記費用)
	郵便切手 後見開始のときは3,700円分 (1円×10枚、2円×15枚、10円×15枚、50円×15枚、84円×15枚、500円×3枚) 保佐開始・補助開始のときは、4,700円分 (1円×10枚、2円×15枚、10円×15枚、50円×15枚、84円×15枚、500円×5枚)
2	申立書
3	申立事情説明書
4	本人情報シート(写し)
	診断書及び診断書付票
5	本人の戸籍謄本(全部事項証明書)
6	本人の住民票(または戸籍附票)
	成年後見人等候補者の住民票(または戸籍附票) ★成年後見人等候補者が法人の場合は商業登記簿謄本(登録事項証明書)
7	本人の登記されていないことの証明書
8	親族の意見書 (確認いただく親族は、本人が亡くなった場合に相続人となられる方々です。)
	本人の同意書(保佐用) ★本人以外の方が保佐開始申立てと同時に代理権付与の申立てをする場合のみ提出
	本人の同意書 ★本人以外の方が補助開始申立てをする場合のみ提出
9	後見人等候補者事情説明書
10	親族関係図
11	財産目録
	相続財産目録(遺産分割未了の相続財産がある場合のみ提出)
12	収支予定表
13	本人の財産、収支、健康に関する資料 (A4判コピー) (1)不動産についての資料 (不動産登記事項証明書※原本、固定資産税納税通知書など) (2)預貯金、投資信託、株式などについての資料 (通帳、預かり証、株式の残高報告書など) (3)生命保険、損害保険などについての資料 (生命保険証書など) (4)負債についての資料 (金銭消費貸借契約書、返済明細書など) (5)収入についての資料 (給与明細書、年金証書など) (6)支出についての資料 (施設利用料、入院費などの領収書) (7)相続財産に関する資料 (遺産分割未了の相続財産がある場合のみ提出) (8)代理権、同意権を要する行為に関する資料 (契約書写しなど) (保佐又は補助開始の申立てにおいて代理権付与又は同意権付与を求める場合のみ提出) (9)本人の健康状態に関する資料 (介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)

★金額等については、あくまでも目安です。詳細は家庭裁判所にお問い合わせください。

法定後見制度の利用までの流れ

1 申立て準備

申立てに必要な書類一式を家庭裁判所や家庭裁判所ホームページで確認し、戸籍謄本、申立書の作成などの準備をします。

★管轄の家庭裁判所に「成年後見申立てセット」があります。

2 申立て

申立書などの書類や申立手数料などの費用を用意し、家庭裁判所へ申立てを行います。

★住民票、戸籍謄本、診断書などは3か月以内に発行されたものが必要です。

3 家庭裁判所による調査など

家庭裁判所の職員が、本人、申立人、成年後見人等候補者から状況を聞き取り、事実調査を行います。

★本人の判断能力によって、医師による鑑定が行われる場合もあります。

4 審　判

家庭裁判所が申立てされた書類や調査を基に、後見・保佐・補助開始の審判と成年後見人等の選任をします。

5 告知・通知

審判の結果が、本人、申立人、成年後見人等に告知・通知されます。

★結果に不服がある人は、告知から2週間以内に不服申立てを行うことができます。

★告知から2週間後に審判が確定されます。

6 後見等の開始

審判が確定すると、成年後見人等として本人の援助を開始します。

★年1回、家庭裁判所へ活動報告を行います。

観音寺市権利擁護センターがお手伝いします

申立てを考えている人へのお手伝い

- 制度のしくみのご説明
- 制度を利用した方がよいかなどの個別相談
- 申立書の書き方・手続きの手順のご説明

後見人等に選任された人へのサポート

- 活動のお悩みへのアドバイス
- 活動に役立つ講座の開催や広報誌の発行
- 家庭裁判所への報告のアドバイス

市民後見人の登録・支援

- きめ細かい見守りで後見活動
- 市民後見人[※4]の登録・支援
- 同じ地域住民の立場・視点

※4 市民後見人…一般の市民による後見人のことを言います。

申立てをできる人がいない場合

法定後見制度を利用するための申立ては、通常は本人や配偶者、親族が行います。しかし、身寄りがなく、また本人も申立てが困難なほど判断能力が不十分な場合や申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市長が申立てをすることができます。

くわしくは、観音寺市役所担当窓口にお問い合わせください。

高齢介護課 地域包括支援センター 0875-25-7791 ／ 社会福祉課 障がい者福祉係 0875-23-3963

観音寺市権利擁護センターがおつなぎします

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しい・・・

生活支援員が訪問し、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや日常生活の管理のお手伝いをします。

サービス内容

福祉サービス利用援助

- ●福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- ●利用している福祉サービスの悩みや疑問を解決するためのお手伝い
- ●福祉サービス利用料の支払いなど

（生活支援員が訪問し、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。）

日常的金銭管理サービス

- ●公共料金などの支払いや年金などの受領の確認
- ●日常生活に必要な生活費の払い出しなど預貯金の出し入れ
- ●日常生活の金銭管理についてのお手伝い

（生活支援員が訪問し、銀行から生活費を払い出すお手伝いや、生活費の使い方のアドバイスをします。）

書類等預かりサービス

- ●日常生活の金銭管理に必要な通帳や印鑑の預かり
- ●定期預金通帳や年金証書など大切な書類の預かり

（観音寺市社会福祉協議会金庫、または金融機関の貸金庫でお預かりします。）

預かれるもの	預かれないもの
年金証書、預貯金通帳、 証書（保険証書、不動産権利書、契約書など） 実印、銀行印など	不動産、宝石、 骨董品、 貴金属など

★「書類等預かりサービス」のみの利用はできません。

利用できる人

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）で、日常生活を送るうえで必要なサービスを自分だけでは利用することが困難な人が対象となります。

★契約行為が理解でき、ご本人の利用希望の意思が確認できることが必要です。

・家族や代理の人とは契約を結ぶことができません。
（ただし、成年後見人等と契約を結ぶことは可能です。）

・医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

・入院、入所中の人も利用できます。

サービスのしくみ

❶観音寺市社会福祉協議会へ相談
観音寺市社会福祉協議会へご相談ください。

▼

❷専門員が訪問
観音寺市社会福祉協議会の専門員が訪問し、
ご相談にのります。

▼

❸面談・調査
サービスの説明を行い、
利用希望の確認を行います。

▼

❹本人の意思確認・支援計画策定
ご本人の意思を確かめた上で、サービス内容
（支援計画）を決めていきます。

▼

❺契約締結
契約内容とサービス内容について再度ご本人の
意思を確認し、契約を締結します。

（❶〜❺）→ **無　料**

▼

❻サービス開始
生活支援員が支援計画に基づいてサービスを提供します。
（支援計画の内容については専門員が定期的に確認し、
サービス内容を検討していきます。）

（❻）→ **有　料**

専門員とは
相談を受けて訪問し、本人の意思をもとに支援計画を作成し、契約を締結します。また、支援計画については定期的に訪問し、実施状況を確認します。

生活支援員とは
支援計画にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。

利用料
●1回（1時間程度）の利用の場合

利用料金**1,500**円（生活保護を受けている人は無料です。）

成年後見制度（任意後見）

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など身上に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

利用するには

公証役場（11ページ参照）にて、本人と将来代理人として法律行為をしてもらう人（任意後見受任者）で、公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。

本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人※5が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。任意後見人には、任意後見契約で定められた代理権が与えられます。

任意後見監督人選任の申立てをできる人は、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者で、本人の住所地の家庭裁判所に、任意後見監督人選任の申立てを行います。

任意後見人ができること

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。（同意権、取消権は与えられません。）

報酬について

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

任意後見契約に必要な書類と金額…公証役場で作成

(1)公正証書作成の基本手数料（11,000円）
(2)登記嘱託手数料（1,400円）
(3)法務局に納付する印紙代（2,600円）
(4)その他、正本謄本作成手数料及び登記郵送用の切手代など
(5)添付書類

①本人　・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票各1通（発行後3か月以内のもの）、実印
②任意後見受任者　・印鑑登録証明書、住民票各1通（発行後3か月以内のもの）、実印

★内容によって、土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合があります。

任意後見監督人選任の審判に必要な書類と金額…家庭裁判所に提出

(1)収入印紙（800円）
(2)郵便切手（3,200円程度）
(3)法務局に納付する印紙代（1,400円）
(4)添付書類

任意後見契約公正証書の写し、それ以外は法定後見と同じです。

※5 任意後見監督人とは?

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するのが、任意後見監督人です。

★金額等については、あくまでも目安です。詳細は公証役場・家庭裁判所にお問い合わせください。

任意後見制度の利用までの流れ

1 契約の準備

判断能力の低下に備えて、任意後見をお願いする人（任意後見受任者）を本人が決めます。
任意後見受任者と話し合い、依頼しておきたい支援内容や報酬を決定します。

2 任意後見契約

本人と任意後見受任者が、公証人が作成する公正証書で契約を交わします。

3 申立て

本人の判断能力が低下したときに家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てます。

4 審　判

家庭裁判所が任意後見監督人の選任をします。

5 告知・通知

審判の結果が、本人、申立人、任意後見人、任意後見監督人に告知・通知されます。

6 後見開始

契約内容に基づいて、任意後見人が本人への援助を開始します。
任意後見監督人と家庭裁判所が、任意後見人の職務を監督します。

利用のメリット・注意点

メリット	注意点
●任意後見受任者は本人が決めることができます。 ●財産管理の方法を自由に決めておくことができます。	●任意後見人は、任意後見監督人の指導を受けます。 ●家庭裁判所から任意後見監督人が選ばれた時点で始まります。 ●任意後見人と任意後見監督人の報酬がかかります。 ●任意後見人には、同意権、取消権は与えられません。 ●将来型・移行型においては、判断能力が低下したときに、適切に家庭裁判所に申立てを行う必要があります。

任意後見契約の類型

将来型	即効型	移行型
現在は判断能力がある人が、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ任意後見契約を締結します。 将来、本人の判断能力が低下してから任意後見監督人選任の申立てを行い任意後見人による援助が始まります。	既に判断能力が低下傾向にあるが、契約を締結する能力が残っている場合に利用します。 契約締結後、ただちに家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立てを行い任意後見人による援助が始まります。	判断能力の低下に備えて、任意後見契約の締結と同時に、生活支援や療養看護、財産管理などに関する契約を締結します。 当初は契約に基づく援助を受け、本人の判断能力低下後に任意後見監督人選任の申立てを行い任意後見へ移行します。

成年後見制度に関する専門職の窓口

問い合わせ先	所在地	電話番号
香川県弁護士会	高松市丸の内2番22号	087-822-3963
香川県弁護士会 丸亀事務室	丸亀市城西町2-4-25 アット丸亀ビル4階C号室	0877-22-6713
香川県司法書士会 (成年後見センター・ リーガルサポートかがわ)	高松市西内町10番17号	087-821-5701
香川県社会福祉会 (ぱあとなあ香川)	丸亀市飯山町下法軍寺581番地 丸亀市飯山総合保険福祉センター1階	0877-98-0854
香川県行政書士会 (コスモス成年後見 サポートセンター 香川県支部)	高松市林町2217番地15 香川産業頭脳化センター407号 (香川県行政書士会内)	087-868-7789
四国税理士会 成年後見支援センター	高松市番町二丁目7番12号	0120-883-110

任意後見制度などの相談・手続き

問い合わせ先	所在地	電話番号
高松公証役場	高松市亀井町2番地1 朝日生命高松ビル7階	087-813-3536
丸亀公証役場	丸亀市塩飽町9番地1	0877-23-4734

成年後見制度の申立て窓口

問い合わせ先	所在地	電話番号
高松家庭裁判所 観音寺支部	観音寺市観音寺町甲2804-1	0875-25-2619

問い合わせ、相談は…

社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会

観音寺市権利擁護センター

〒768-0067
観音寺市坂本町一丁目1番6号
(観音寺市社会福祉センター)
TEL. 0875-25-7752
FAX. 0875-25-7736

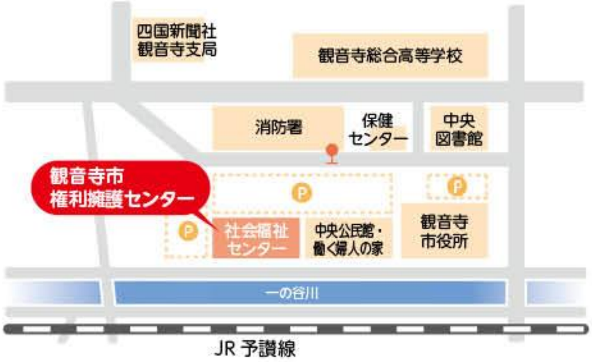

令和4年4月作成